

北京大野木FM・天津大野木マイツニュースレター

2012年1月号

2011年1月31日 担当:鈴木明男

年度末業務の必要手続き事項及び注意点のご連絡

新年、明けましておめでとうございます。
本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

新年を迎えたと思ったら、今年は、本格的に業務をする間もなく早くも旧正月です。

しかし、年度末の決算、監査準備などに追われている毎日ではないでしょうか。

例年ご案内させて頂いておりますが、年度末業務の諸手続きについて注意すべき事項をご紹介します。

特に本年は、外貨管理局への聯合年次検査や企業所得税確定申告時における税務監査報告書の添付など、例年とは異なる手続きが要求されておりますので、ご留意ください。

1. 2011年度末業務のスケジュール（地域により若干のズレがあります）

項目	関係機関	期限	内容
1.企業所得税（予定納税）	国家税務局	1月18日	前年10月～12月分の企業所得税について予定納税申告を行います。
2.社会保険算定基礎届け	社会保険基金管理中心	2月末	従業員の社会保険算定基礎届けを行います。
3.会計監査・外貨監査※1	注册会计师事務所	4月末	外商投资企业は中国注册会计师事务所の会計監査が義務付けられています。
4.聯合年次検査 ※2	工商行政管理局	4月末～5月末	対外経済貿易部門、税務局、行政局、税関等の各関係諸機関の検査を受けます。
5 企業所得税確定申告 ※3	国家税務局	年度終了後5ヶ月以内	年間の確定税額を計算し、四半期毎に納税済みの予定納税額と精算します。

※1 外貨監査の注意点

全ての外商投资企业には、中国注册会计师事務所による会計監査が義務付けられています。また、企業の外貨収支状況について外貨監査も必要とされています。この監査報告書及び外貨監査報告書は、聯合年次検査や企業所得税確定申告の手続き時に添付資料として各関係諸機関へ提出します（外貨監査報告書は外貨管理局へ提出）。

なお、天津地区では2010年度より聯合年次検査手続は書面ではなく電子データで提出することを要求しています。監査事務所が提出を代行する場合、別途費用が追加される場合があります。

※2 聯合年次検査

聯合年次検査は、企業の基本状況・投資者状況・前年度の生産経営状況・外貨収支状況等の企業情報を関係諸機関に報告し、チェックを受ける手続きです。手続きは原則として3月1日から6月30日までの期間とされており、聯合年次検査の参加部門は次の通りです（実際の手続き期間は地域により異なりますのでご注意ください。）。工商行政管理局・対外経済貿易部門・国家経済発展委員会・財政部門・国家税務局・地方税務局・税関・外貨管理局・統計局

※3 企業所得税確定申告

企業所得税の申告は、四半期毎の予定納税申告と年度末の確定申告納税があります。

第4四半期（10月～12月）については、1月18日（原則として、四半期終了日の属する月の翌月15日）までに予定申告を行います。一部、申告書の様式に変更があるようですが、実務上の影響はほとんどないものと考えます。

年度確定申告は、5月31日までに行なう必要があります。確定申告書提出の際は、①財務諸表及び明細書、②中国公認会計師事務所発行の年度会計監査報告書、③会計方針の変更資料、④税務局に発給される減免税措置に関する確認書、及び⑤その他要求された書類を添付する必要があります。

2. 税務監査について

2010年分より、3年連続赤字の企業、単年度赤字額が一定金額を超える企業、前年度以前の繰越欠損金を使用して課税所得を減額する等、一定の要件に該当する企業については、会計監査報告書とは別に注冊税務師事務所による税務監査報告書を確定申告書への添付を義務付ける地域がみられるようになっております。

詳細は、各地の所轄税務局が毎年主催する企業所得税セミナーなどで通知されることとなりますのでご注意ください。

なお、北京市では税務監査報告書の添付に関して一定の基準が明示されていますが、実務上は税務監査報告書添付が求められることが多いため、法定会計監査時に併せて税務監査も受けているケースが多いです。

3. 移転価格税制に関する注意点

企業所得税確定申告書には、国外関連者間との取引に関する報告表「年度関連企業間取引報告表」を添付することとされており、また、国外関連者と一定規模以上の取引を行っている会社や機能・リスクが限定的な会社で赤字である企業は、翌年6月20日までに移転価格同期資料を税務局へ提出することとされている。同期資料の作成には準備に時間を要しますので、早めに対応されることをお勧めいたします。

（注）移転価格同期資料の提出が求められる企業

- ①関連者間との売買取引総額が2億元超、その他の関連取引金額が4千萬元超の企業
- ②機能及びリスクが限定的な企業で、当該年度が赤字である企業。

1月後半は旧正月休みのため、上記年度末業務が一旦止まります。また、旧正月明けは月次申告の対応など日常業務に追われることとなりますので、年度末業務の準備は計画的にご対応されることをお勧めいたします。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください（完）